

平成 24 年度

(第 2 事業年度)

事業計画書

平成 24 年 4 月 1 日から

平成 25 年 3 月 31 日まで

公益財団法人日本伝統文化振興財団

目 次

はじめに	1
I 無形文化に関する調査並びに資料の収集・記録・保存及び展示	4
1 新たな記録による保存・公開	
2 レコード各社及び関係団体音源の収集・活用による復刻・公開	
3 音源のアーカイブ化及び普及・活用のための体制の構築と推進	
4 無形文化活動の収集・記録	
5 伝統文化関連団体との協議会設置	
II 伝統文化に関する後継者育成	6
1 邦楽技能者オーディション	
2 若手演奏家を中心とした公演・ライブの企画・主催・後援の実施	
III 伝統文化に関する公演会等の開催	7
1 「東京民俗伝統音楽フェスティバル」の主催	
2 「小唄まつり」の主催	
3 各種演奏会・公演の後援・協賛・協力	
4 広報活動	
IV 伝統文化に関する団体等に対する顕彰及び助成	9
1 日本伝統文化振興財団賞	
2 中島勝祐創作賞の創設	
3 助成事業	
4 邦楽教育支援事業	
V 伝統文化に関する国際交流	11
VI 無形文化に関する出版物並びにディスク及びビデオ等の発行	12
VII 収益事業	13
1 X R C D事業	
2 レッスンマスター事業	
VIII 管理部門	14
1 会 員	
2 業務執行体制の整備と強化	

はじめに

(環境認識)

平成 23 年 6 月 1 日に公益認定を受けた本法人の、第 2 事業年度となる平成 24 年度事業計画は、当財団の唯一の公益目的事業である「無形文化の国内外における普及・振興を図り、我が国の文化の向上、発展に寄与するための公益事業」を活動の中核としている。

この活動は、音楽・演劇・舞踊・儀式・祭礼・民俗伝承等の無形文化の録音・撮影による新たな記録・保存、併せて今日まで民間及び各種機関によって記録された音声・映像記録の復元・整備によるアーカイブ化、その両者の公開、さらに無形文化を継承する後継者の育成と国際交流等の事業を行うもので、これらの中で、当財団の設立において求められた主たる 2 つの事業は、記録・保存・公開を通じて無形文化の普及・振興を図る、「無形文化に関する調査並びに資料の収集・記録・保存及び展示」と「無形文化に関する出版物並びにディスク及びビデオ等の発行」である。

この事業の推進に当たり、大きな障壁となっているのは次の 2 点である。

(1) 現代における伝統文化継承に関する問題点

文部科学省の音楽教育指導要領改訂によって、教育現場での伝統音楽指導が平成 14 年からようやく開始されたが、明治期以来、百年を超えて続けられてきた西洋音楽の著しい偏重と、伝統音楽・民俗芸能をないがしろにした音楽教育の影響は甚大で、その結果は多方面にわたって表出している。

その最たるものは、伝統音楽・芸能全般における継承者の大幅な減少である。その背景には、若い世代が安心して伝統音楽に生涯の仕事として取り組み、将来の担い手となっていく環境が乏しい現状がある。

また、伝統音楽・民俗芸能は日本文化の重要な原点であるにも関わらず、新聞・放送等マスコミの関心は非常に低く、その結果、国民が自国の伝統音楽・民俗芸能を知る機会は実際には非常に少ないのが現状である。

東日本大震災によって、東北地方の多くの民俗芸能伝承の担い手と伝承の現場である施設や装束・道具等が被災し、被災地に古来から伝えられた貴重な伝承の存続が危ぶまれているなか、より広い視点から、日本文化の原点を形成する伝統音楽・民俗芸能の継承に、当財団がいかに寄与していくかが問われている。

(2) 記録・保存・発行に関する問題点

当財団は平成 20 年から S P レコードに残された大正期からの貴重な記録音源の復刻に、一般社団法人日本レコード協会・日本放送協会・社団法人日本芸能実演家団体協議会・一般社団法人日本音楽著作権協会とともに取組み、国立国会図書館でのデジタル音源アーカイブと公開を実現した。

また、平成 5 年の創立から現在までに刊行した CD アルバム・カセット・ビデオ等は、

平成 24 年度事業計画

1600 タイトルを超える。しかし、インターネット時代を背景に、いわゆるパッケージ商品としての音楽・映像作品の流通は大きな転換期を迎え、レコード産業の売上規模は、全盛時の三分の一までに低下している。

需要の少ない伝統音楽において、非常に困難な「何時でも何処でも手に入ること」の実現を目指し、きわめて少数のニーズに応えるために廃盤を実施せずに刊行を重ねてきたが、インターネットを利用したダウンロードによる配信方法を含めた非パッケージ化への展開を考えざるを得ない状況が訪れている。

このような環境にあつて、当法人への期待、要請は各方面から、ますます高まるものと思われる。引き続き効率的な運営を行い、平成 25 年の創立 20 周年を展望しつつ、存在基盤の強化を図りたい。

(基本方針)

以上の状況を踏まえ、本年度は次の 4 点を軸に事業計画を策定した。

- (1) 伝統音楽・民俗芸能の新たな記録とアーカイブ音源の復刻・公刊を継続・実施する
- (2) 後継者・継承者の発掘・育成に寄与する顕彰・オーディション事業を継続・実施する
- (3) 伝統音楽・民俗芸能実演家の活動の場としての公演事業を拡大継続・実施する
- (4) 伝統文化の一翼を担う伝統音楽・民俗芸能の振興に直接つながる寄附・会員募集・広報活動を強化する

本法人の公益目的事業に集約された各事業ごとの主な点を掲げると、次のとおりである。

I 無形文化に関する調査並びに資料の収集・記録・保存及び展示

- ① 新たな記録による保存・公開
- ② レコード各社及び関係団体音源の収集・活用による復刻・公開
- ③ 音源のアーカイブ化及び普及・活用のための体制の構築と推進
- ④ 無形文化活動の収集・記録
- ⑤ 伝統文化関連団体との協議会設置

II 伝統文化に関する後継者育成

- ① 邦楽技能者オーディション
- ② 若手演奏家を中心とした公演・ライブの企画・後援の実施

III 伝統文化に関する公演会等の開催

- ① 「東京民俗伝統音楽フェスティバル」の主催
- ② 「小唄まつり」の主催
- ③ 各種演奏会・公演の後援・協賛・協力
- ④ 広報活動

平成 24 年度事業計画

IV 伝統文化に関する団体等に対する顕彰及び助成

- ①日本伝統文化振興財団賞
- ②中島勝祐創作賞の創設
- ③助成事業
- ④邦楽教育支援事業

V 伝統文化に関する国際交流

VI 無形文化に関する出版物並びにディスク及びビデオ等の発行

I 無形文化に関する調査並びに資料の収集・記録・保存及び展示（公益目的事業 1）

1 新たな記録による保存・公開

音楽・演劇・舞踊・演芸・儀式・祭礼・民俗伝承等の無形文化を録音・映像によって新たに記録し、保存・公開するもので、本年度は、民謡・古典芸能・教育ジャンル等、全 30 タイトルの録音記録・映像記録を年間を通じて行う。

2 レコード各社及び関係団体音源の収集・活用による復刻・公開

19 世紀末の蝋管から今日のデジタル記録に至る音源・映像記録を、伝統文化の基礎的アーカイブとして復元・整備し、保存・公開するもので、本年度は、「神々の音楽」（東芝 EMI 社、昭和 48 年芸術祭賞受賞作品）のデジタル化、「冥途の飛脚」（海外作品）のブルーレイディスク復刻、私家版音源の復刻等、全 23 タイトルの復刻を行う

3 音源のアーカイブ化及び普及・活用のための体制の構築と推進

当財団が日本レコード協会、日本放送協会等 5 社と共同設立した「歴史的音盤アーカイブ推進協議会」において調査研究等を実施しつつ、大正期の SP レコードから現在までに記録された音声・映像の整備・保存を行い、本年度はその最終年度として、推進協議会として約 1 万 3 千曲の SP レコード音源をデジタルアーカイブ化し、国立国会図書館に納入する。

4 無形文化活動の収集・記録

国立劇場・国立能楽堂・紀尾井ホール・東京証券ホールなどの邦楽・伝統芸能専門会場で開催されている各種団体・個人の公演映像記録を年間を通じて行うもので、21 世紀の無形文化実践記録として今後将来に残すべき貴重な文化資産の生成として広く公益に寄与するものである。本年度は、紀尾井ホールでの新日鉄文化財団主催公演の全公演の映像記録を行う。その他、箏曲・長唄・能楽等の演奏家主催公演における映像・音声記録も年間を通じて行う。

5 伝統文化関連団体との協議会設置

今日多岐に分かれている日本の無形文化は、長い歴史に育まれた日本の伝統文化としておおもとを同じにするもので、当財団は日本の伝統文化の今後将来の発展を願い、目的を同じくする公益法人や関係団体との協議会の設置に取り組んでいくものである。本年度は、「伝統楽器のすばらしさ・合奏の楽しさを広く国内外に発信する事によって邦楽の普及と発展、地域文化の振興に寄与すること」を目的とした、NPO法人全国邦楽合奏協会（2011年7月3日設立）と、一昨年解散となったNHK邦楽技能者育成会卒業生の復活再生を願う会への協力を行う。

Ⅱ 伝統文化に関する後継者育成（公益目的事業 1）

日本の伝統芸能は、音楽、舞踊、儀式、祭礼、民俗伝承等 100 種類以上に及ぶジャンルに分けられる。本事業はそれら全てのジャンルを対象に、伝統文化を継承する後継者の育成を図る。

1 邦楽技能者オーディション

継承が困難な状況を迎えている伝統芸能継承者の発掘と育成を目的として「古典の伝承」に取り組む若手演奏家について広く公募によるオーディションを行い、研究家・芸能実演家の選考によって原則毎年 2 名を決定し、合格者にはレコーディングと CD 制作の機会を提供する取り組みで、本年度は、2 名を合格者として選考し、両氏の演奏を記録した CD アルバムを発行しその技芸を広く紹介する。

2 若手演奏家を中心とした公演・ライブの企画・後援の実施

継承が困難な状況を迎えている伝統芸能継承者の発掘と育成を目的として、主に需要が乏しく、経済的な観点からも成り立ちにくい、若手実演家の演奏活動を支援する事業として、公演企画の立案・専門誌・ホームページでの広報、演奏者紹介等を年間を通じて行う。

Ⅲ 伝統文化に関する公演会等の開催（公益目的事業 1）

音楽、舞踊、儀式、祭礼、民俗伝承等の無形文化は、現在特定のジャンル（歌舞伎・能楽・落語・講談等）を除き、新聞・放送等で紹介される機会は極めて少ない。このため、未来に残すべき日本の貴重な文化資産である伝統・文化の普及・振興のために、公演・講演・実習・広報等を開催・後援・実施し、広く一般及び教育現場と専門家を対象に無形文化の普及・振興を行っている。

1 「東京民俗伝統音楽フェスティバル」の主催

質の高い伝統文化や民俗文化の継承と発展、そしてその位置づけの向上をはかることにより受容者層の拡大を目指すために、世界と日本の民俗伝統音楽をコンセプトの中心としたフェスティバルを東京で開催する。日本には歌舞伎、能、文楽のような素晴らしい伝統芸能があり、一方では地方の村々にいたるまで神楽や民謡などの無形文化財が数多く伝承されている。また世界各国に受け継がれる固有の文化を無形遺産として認め、人類の宝として維持継承をはかるという文化に対する考え方はもはや大きな潮流として世界的に認められるところとなっている。日本は早くから無形文化財の認定などを通じてすぐれた伝統文化の継承をはかってきたが、こうした素晴らしい伝統文化を多くの人々に知らせ、その価値を発信するタイミングになって来たように考える。こうした日本の文化の価値を定着させるには、他の国の文化に対する深い理解と自国の文化と他の文化圏を比較する場が必要となってくることは論を待たない。多くの国際都市には歴史的な背景からも世界中の文化を紹介する施設やフェスティバルがあるが、残念なことに東京には現在見出すことができない。それぞれの国が背負ってきた伝統文化はその国の文化を語る上で大変重要な背骨のようなもので、伝統文化という側面から世界の窓口でもあり最大の都市東京に相応しいフェスティバルを開催することにより伝統文化の発信と、そして何よりも日本のみならず世界の民俗伝統文化への理解が広がることを目指しフェスティバルを開催する。

2 「小唄まつり」の主催

小唄を研鑽する方々の発表の場として、小唄各社中からの出演を得て、毎年2日間にわたって開催する。本年度は、7月10日、11日に実施し、両日とも第一部（一般の部）、第二部（推薦の部）、第三部（講師演奏）の3部構成で開催し、第一部での優れた演奏に対してビクター専属芸術家として活躍された市丸師の名を冠した奨励賞顕彰を行う。

3 各種演奏会・公演の後援・協賛・協力

当財団の後援等の名義の使用を許可するとともに、当財団ホームページでの広報活動を行うもので、本年度も、後援・広報活動を行う。

4 広報活動

ホームページにおいて、伝統芸能等の無形文化に関する公演情報等を紹介するとともに、公式ブログ「じゃぼ音っとブログ」やツイッターを利用し、ツイッターでは速報性を重視して多彩な情報を、ブログではツイッターでは伝えきれない演奏家のプロフィール、楽曲解説、各公演の見どころ聴きどころなど多彩な情報を綴っている。

また、邦楽専門誌（邦楽ジャーナル誌・邦楽の友誌）への、演奏実演家の活動状況、収集・公刊する刊行物の内容、当財団の活動状況等についての広報活動を継続して行っていく。

IV 伝統文化に関する団体等に対する顕彰及び助成（公益目的事業 1）

一般に継承が困難な状況を迎えている伝統文化を継承し、将来に伝承すべき人材の発掘を目的として、団体・個人への顕彰・助成を行う。

1 日本伝統文化振興財団賞

わが国の伝統音楽の保存・振興・普及に努めることを目的とする、当財団主催の顕彰事業の一環として平成 8 年に設立。伝統芸能分野で将来一層の活躍が期待される優秀なアーティストについて、広く識者・研究者・芸能実演家からの推薦を受け、当財団が委任する選考委員によって毎年 1 名の対象者を決定する。賞金は五十万円。副賞として DVD を制作し、受賞者の技芸を広く全国に紹介する。本年度は、清元三味線方清元栄吉氏に第 16 回当財団賞を贈賞する。

2 中島勝祐創作賞の創設

長唄三味線方・作曲家として大きな業績を残された故・中島勝祐氏の遺志により、邦楽器による創作作品の作曲者を毎年 1 名応募作品から選考し顕彰する、「中島勝祐創作賞」を創設する。賞金は 30 万円。運営実務は当財団がその任に当たり、諸経費は中島勝祐記念会が負担。上記「日本伝統文化振興財団賞」と同日に贈賞する。

3 助成事業

伝統文化振興に関わる学会、教育研究会等の賛助会員として、各会からの要請による講演、伝統芸能実演家の紹介など、会費と運営への助成活動を行う。

具体的には、現在、公益財団法人伝統文化国民活性化協会、財団法人宮城道雄記念館、社団法人東洋音楽学会、民族芸術学会、学校法人洗足学園音楽大学、東京都小学校音楽教育研究会、東京都中学校音楽教育研究会の 7 団体について、賛助会員として運営を支援するのみならず、その運営と企画実現に関わっている。公益財団法人伝統文化国民活性化協会には歴代の当財団理事長が評議員（現在は参与）の任に当たり、全国の伝統文化団体支援についての運営に参加してきた。財団法人宮城道雄記念館は、箏聖宮城道雄のほぼすべての音源を管理運営する当財団と共同で、残された貴重な音源アーカイブの刊行を行っている。社団法人東洋音楽学会、民族芸術学会、洗足学園音楽大学とは、日本の伝統芸能を研究目的とする当財団と共に、これまで多数の研究成果演奏成果の刊行を行っている。また東京都小・中学校音楽研究会とは、教育現場への和楽器の貸し出し、講師派遣・実習記録保存等で協力活動を行っている。

4 邦楽教育支援事業

児童・生徒、音楽教師、および一般を対象とした邦楽に関する授業、講習会、ワークショップ等の実施を支援する目的で、全国の教育現場等を対象として、伝統芸能実演家の派遣と当財団所有の箏・三味線の楽器貸出しを年間を通じて行う。

V 伝統文化に関する国際交流（公益目的事業 1）

音楽、舞踊、儀式、祭礼、民俗伝承等の無形文化の普及・振興は、海外への当該ジャンルの紹介が大きな働きを持つ。本事業は、日本の貴重な文化資産である伝統文化伝承者による公演・講演・ワークショップ等を開催し、広報・放送等によって広く国内外に紹介するとともに、海外の実演家・研究者による公演・発表等も行い、無形文化の国際的な紹介と交流を行う。

本年度は、「箏曲『六段』とグレゴリオ聖歌『クレド』」の研究成果発表として「イタリア・ローマ公演」と、「地歌オーストリア・ハンガリー公演 2012」を実施予定。

VI 無形文化に関する出版物並びにディスク及びビデオ等の発行（公益目的事業 1）

前記の I 「無形文化に関する調査並びに資料の収集・記録・保存及び展示」 事業によって収集・記録・保存・復元・整備された音楽・映像記録のディスク及びビデオによる発行と、無形文化に関する図書発行业務。

昭和期を通じて日本の音源記録・保存の担い手だったレコード各社は、近年の音楽産業の大きな衰退を背景に、刊行数が極めて少ないためまったく収益性がなく、対象が幅広く 100 種類以上にも及ぶ無形文化の記録・刊行を現在ほとんど行わなくなっている。営利を追求するレコード会社において、当該ジャンルの記録・公刊は将来継続困難に陥ることが予測され、そのため、営利を目的としない公益法人での存続を図ることを主旨として、平成 5 年に当財団が設立された。

当財団はこの設立趣旨に基づき、現在もレコード各社によって行われている流行歌・ポップス・ジャズ等、営利を追求し得る音声・映像記録以外の、伝統・文化・教育ジャンル等の音源記録・映像記録を広く公益に寄与する目的を持って続けるとともに、「聴くこと・見ること」が出来て初めて意味を持つそれらの記録を全国どこでも入手可能とするために、設立基金元の協力を得て発行业務の存続を計り、現在まで約 1600 タイトルの刊行を持続し、本年度は、53 タイトルの音声・映像記録の制作・刊行を予定している。

Ⅶ 収益事業

当財団では、前述の公益目的事業のほか、2件の収益事業を行っている。いずれもその本来の趣旨は、当財団の公益目的と合致するものであるが、当財団において企画・制作・刊行のすべてを行うものではなく、外部業者に製造を委託し、完成製品を購入の上頒布している点において、収益事業としたものである。

1 XRCD事業

通常のCDアルバムにおける音源制作とは異なるデジタルマスタリングと製造工程により、高音質化を図ったCDアルバムシリーズ「XRCD」及び[SACD]の刊行。音源は、国内外のレコードメーカー、NHK等放送局の貴重な所蔵音源を復刻する。

本年度は、次の作品を刊行する。

- (1) バッハとレーガー：無伴奏ヴァイオリンのための作品
- (2) シューマン：ウィーンの謝肉祭の道化
- (3) ベートーヴェン：交響曲 第9番「合唱」1980年代編
- (4) 中国の太鼓グループ
- (5) A S T R E E
- (6) ベートーヴェン交響曲7番&ブラームス交響曲1番
- (7) ベートーヴェン交響曲9番

2 レッスンマスター事業

伝統音楽・教育現場等での音楽教習において必需品である、チューナー・メトロノーム・教習内容録音の3つの機能を1台のデバイスにまとめて搭載したデジタル録音機「レッスンマスター」(JVCケンウッド製品)の普及事業。本デバイスは、当財団からの提案によって、JVCケンウッド社が商品化したもので、その開発に当たっては、全国の邦楽教室、邦楽器商、実演家等に当財団がリサーチを行った。

Ⅷ 管理部門

1 会 員

公益認定を受け、民間における数少ない伝統文化振興機関として、当法人の求心力は増している。外部の関心が高まるにつれ、本法人の会員数の増加、本法人への寄附等の応募と広報活動を本年度の重要案件として推進する。

会員増強の方策として、本年度から新会員の募集に効果のあるホームページでの案内、関係各所へのアプローチを実施する。また本年度は、その運営のためのメールマガジンの創設など、新たなサポート方法を検討する。

2 業務執行体制の整備と強化

新法による新しい公益法人として、新定款による執行体制、定款及び内部規程に沿った活動に努めている。

業務の進展、拡大により、事務局に新たな人員配置の必要が生じた際は、増員の検討など柔軟に対応する。

以上